

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、九郷阿保領用水土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	高 橋 孝	埼玉県本庄市児玉町八幡山六百二十八番地九
同	山 崎 正 弘	同 児玉郡神川町大字新里五百六十四番地一